

社会福祉法人函南町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人函南町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員等に対する報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 各種委員会の構成員

(報酬及び費用弁償の支給)

第3条 前条の規定に掲げる役員等の報酬及び費用弁償の額は、次のとおりとし、理事会、評議員会、各種委員会に出席した場合に支給する。ただし、理事のうち会長職にある理事は、月額とする。

役 職 名	報 酬 額	費用弁償額	備 考
理事(会長職)	月額 40,000円		原則として週1日以上勤務する。
理事(会長職の理事を除く)		日額 2,500円	
評議員		日額 2,500円	
各種委員会の構成員		日額 2,500円	

2 前項に定める報酬及び費用弁償は、函南町職員の身分を有する役員等については、支給しない。

(旅費)

第4条 役員等がその職務を遂行するために出張したときは、前条の規定にかかわらず函南町職員の旅費等に関する条例(昭和63年条例第18号)に規定する職員の旅費に準ずる。

(報酬等の支給方法)

第5条 第3条に規定する役員等の報酬等の支給時期は、毎月15日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、その後においてその日に最も近い休日でない日とする。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定めるこ

ととする。

附 則

この規程は、昭和59年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。